

古典の日に関する法律案（衆第三〇号）（衆議院提出） 要旨

本法律案は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心よりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であつて、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至つたものをいうこと。

二、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古典の日を設けることとし、これを十一月一日とすること。

三、国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとするとともに、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、

古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及
及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

四、この法律は、公布の日から施行すること。